

新居浜市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、新居浜市が交付する浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、浄化槽とは、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽で、し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/L（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、公共下水道事業計画に定められた予定処理区域外において、自らが居住する住宅の改造・増築又は改築（以下「増改築」という。）により、浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者
- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (3) 建築物の新築に伴う場合、又は増改築前が単独処理浄化槽で、増改築前後の延べ床面積の変更により、人槽区分を変更して設置する者
- (4) 増改築後の建築物に占める既存部分のうち、JIS算定（建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA3302）に基づく算定をいう。）の対象となる部分にトイレ、台所及び風呂のいずれもが存在しない住宅に浄化槽を設置する者
- (5) 国、地方公共団体又はこれらに準じる機関から、この要綱による補助金以外の補助金等を受けて浄化槽を設置する者
- (6) 増改築後の建築物に既存部分が残存しない住宅に浄化槽を設置する者
- (7) 補助事業の年度内に浄化槽を設置することができない者
- (8) 市税等を滞納している者
- (9) 販売又は賃貸の目的で浄化槽を設置する者

3 第1項に規定する補助金交付の対象となる浄化槽は、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会で登録されたものであり、かつ、別表1に定める性能要件を満たすものとする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用、既存単独処理浄化槽又は既存汲み取り便槽の撤去に必要な工事に要する費用及び既存単独処理浄化槽又は既存汲み取り便槽からの転換における宅内配管工事に要する費用の合計額とし、それぞれ別表2の左欄に掲げる区分につき、同表の右欄に定める額（その額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）を限度とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (4) 浄化槽構造図
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知書類)

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知する。

(変更承認申請書等)

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、同項の補助金交付決定通知を受けた後、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、当該年度の1月31日までに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（第5号様式）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 建築物に関する検査済証又は浄化槽使用開始報告書（受理のもの）の写し
- (4) 補助対象者が交付申請書に記載した住所と浄化槽の設置場所が異なる場合においては、設置場所に補助対象者が居住している事実を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類（別表3）

(交付額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（第6号様式）により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（第7号様式）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

（補助金交付の取消し）

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）不正の手段により補助金を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（設置工事状況の確認）

第13条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、新居浜市補助金等交付規則（平成9年規則第9号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年8月19日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年1月13日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行し、改正後の別表1の規定は、平成18年度以後

の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成19年度以降の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行し、改正後の別表1の規定は、平成19年度以降の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、改正後の新居浜市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、令和3年度以降の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、改正後の新居浜市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、令和5年度以降の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、改正後の新居浜市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、令和7年度以降の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、改正後の新居浜市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、令和8年度以降の補助金について適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

浄化槽の消費電力が次に定める消費電力基準以下であること。

消費電力基準

人槽区分	消費電力 (通常型) (BOD 20 mg/L以下)	消費電力 (BOD 10 mg/L以下)	消費電力 (りん除去型)
5 人槽	3 9 w	5 3 w	8 3 w
7 人槽	5 5 w	7 5 w	9 0 w
10 人槽	7 5 w	1 0 2 w	1 5 7 w

別表2（第4条関係）

1. 人槽区分	2. 限度額
5人槽	332,000円 (532,000円)
7人槽	414,000円 (614,000円)
10人槽	548,000円 (748,000円)
既存単独処理浄化槽の撤去	150,000円
既存汲み取り便槽の撤去	120,000円
既存単独処理浄化槽又は既存汲み取り便槽からの転換における宅内配管工事	330,000円

*この表における人槽区分の算定は、日本工業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA三三〇二）」に定めるところによるものとする。

*浄化槽の設置に要する費用については、単独処理浄化槽からの転換の場合は、括弧書きのとおり、各人槽区分の限度額に一律200,000円加算したものを限度額とする。

*宅内配管工事 浄化槽への流入管、升及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置工事をいう。

別表 3 (第 8 条関係)

市長が必要と認める書類
1 工事施工前写真
2 工事中写真
3 完成写真

（宛先）新居浜市長

申請者 住所
氏名

補助金交付申請書

年度において、浄化槽を設置したいので、新居浜市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり、補助金の交付を申請します。

1 設置場所		
2 交付申請額	(1) (□単独処理浄化槽・□汲み取り便槽)からの転換 () 人槽 金 円 (2) 既存単独処理浄化槽撤去 既存汲み取り便槽撤去 金 円 (3) 宅内配管工事 金 円	計 円
3 住宅等所有者	1. 本人 2. 共有 () 人 3. その他 ()	
4 着工予定年月日	年 月 日	
5 事業完了予定年月日	年 月 日	

第 号
年 月 日

様

新居浜市長



補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽設置整備事業補助金について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

1 交付金額 金 円

2 交付条件等

- (1) 補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。補助対象者は、上記の期限までに補助事業を完了することができないときはあらかじめ市長に届け出て、その承認を受けなければならない。
- (2) 補助対象者は、次の各号に該当する場合は、あらかじめ市長の承諾を受けなければならない。
 - (ア) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - (イ) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、市長の請求があったときには、直ちに市長に報告しなければならない。
- (4) 補助対象者は、補助金に係る事業完了後 1 か月以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければならない。
- (5) 市長は、前号の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、通知するものとする。
- (6) 補助金は、前号の規定による補助金の確定後、速やかにその全額を交付する。

第3号様式（第6条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

新居浜市長

印

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽設置整備事業補助金について、次の理由により不交付とします。

（理由）

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）新居浜市長

補助対象者 住 所
氏 名

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付け新 第 号で補助金交付決定を受けた浄化槽設置整備事業

補助金について、申請内容を次のとおり変更したいので、承認願います。

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

（理由）

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）新居浜市長

補助対象者 住 所
氏 名

実 績 報 告 書

年 月 日付け新 第 号で交付決定の通知を受けた浄化槽設置整備
事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 事業完了年月日 年 月 日

第6号様式（第9条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

新居浜市長

印

補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった浄化槽設置整備事業補助金について、次の
とおり確定したので通知します。

金

円

第7号様式（第10条関係）

補助金交付請求書

請求金額 金 円

ただし、 年 月 日付け新 第 号で交付
確定のあった浄化槽設置整備事業補助金

上記のとおり請求します。

年 月 日

(宛先) 新居浜市長

補助対象者 住所
氏名